

# 市民活動補償のご案内

市民活動補償は、みなさんが地域でボランティアやコミュニティ活動を安心して行えるようにするための保険です。傷害事故、賠償責任補償、特定疾病事故についての補償があります。

## 特徴



この保険は一般の保険とは異なり、支払われる保険金は一定額のもので、活動の内容によっては、補償の対象にならないこともあります。

- ◇費用負担はありません。（保険料は全額市で負担）
- ◇事前の手続きは必要ありません。  
⇒事故発生後に、事故報告書等を提出していただきます。

## 対象となる市民団体

- ①市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成されていること。
- ②ボランティアやコミュニティ活動を行う団体が、直接的な活動を行っていること。
- ③その活動が営利・政治・宗教を目的とせず、市民の自由意志のもとに継続的・計画的に行われていること。

## 対象となる活動例

地域でのボランティアやコミュニティ活動を対象とした補償制度です。

1	自治会活動	自治会の運営活動 等
2	美化・清掃活動	河川・公園等公共施設の清掃・草刈り 等
3	防犯・防災活動	防災訓練、防犯対策啓発活動、災害復旧活動、防火・防災に関する啓発活動 等
4	保健衛生活動・環境保全活動	資源回収・自然保護・緑化活動・害虫駆除 等
5	社会福祉活動	社会福祉施設への支援活動・高齢者・障がい者への支援及び援護活動 等
6	交通安全	交通安全の啓発・地域パトロール・見守り活動・交通安全キャンペーン 等
7	生涯学習活動	スポーツ・レクレーション活動 等 （※危険度の低いスポーツ） 文化活動 等（講習会・研修会、伝統）
8	青少年指導育成活動	子ども会の指導・育成活動・非行防止活動 等

スポーツ活動（スポーツを行うことを目的として組織された団体が行う練習、試合、合宿、遠征等の活動）の参加者は補償の対象外です。（△指導者は対象になります。）

## 対象とならない活動例

- ◇政治・宗教、営利を目的とする活動
- ◇学校管理下の活動
- ◇事業計画にない活動
- ※その他ご相談ください



# 対象とならない事故の例

損害賠償責任事故・傷害事故 共通	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者等および参加者の故意による事故</li> <li>・学校管理下における事故</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、噴火、津波などの自然災害</li> <li>・その他保険会社が対象と認めないもの 等</li> </ul>
損害賠償責任事故	傷害事故
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者等が所有または使用する自動車等に起因するもの</li> <li>・指導者等が持ち込んだ動物によるもの</li> <li>・狩猟に起因するもの</li> <li>・施設の建設、建築、改造、修理の工事に起因して負担するもの 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺行為、犯罪行為、闘争行為</li> <li>・脳疾患、疾病、心神喪失</li> <li>・他覚症状のないむち打ち症および腰痛（外傷・レントゲンで確認できないもの）</li> <li>・山岳登山、スカイダイビング等の危険なもの</li> <li>・無資格運転または酒酔い運転によるもの 等</li> </ul>

## 補償内容

### 傷害事故

団体の指導者・参加者が活動中に急激で偶然な外来の事故による負傷または死亡の場合に適用されます。熱中症並びに細菌性食中毒及びウィルス性食中毒も補償の対象となります。

補償項目	補償限度額
通院補償金	1日2,000円（90日を限度）
入院補償金	1日3,000円（180日を限度）
後遺障害補償	15～500万円 （熱中症、細菌性中毒、ウィルス性食中毒は300万円）
死亡補償	500万円 （熱中症、細菌性中毒、ウィルス性中毒は300万円）

### 賠償責任補償について

団体の指導者（運営の責任者）又は運営スタッフ（参加者を除く）が活動中に他人にケガをさせたり、行事に使用した施設の用法に起因して死傷事故などが発生したとき、法律上の賠償責任を負った場合に適用されます。（免責額 5,000円）

内容	支払い限度額
賠償責任	対人賠償 1名につき1億円 1事故につき5億円
	対物賠償（施設・生産物） 1事故につき500万円
	対物賠償（受託） 1事故につき1,000万円

### 特定疾病事故について

団体の指導者等又は参加者が市民活動中に、急性心疾患（心筋こうそく、急性心不全等）又は急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）を原因として、

- ①病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合
- ②24時間以内に死亡した場合に適用されます。

内容	補償限度額
死亡補償金	50万円

# よくある質問



**Q 個人で行うボランティア活動は対象となりますか？**

A 原則として、市民活動団体が行う活動を対象としていますので、個人の活動は対象となりません。

**Q 活動に向かう途中でケガをしてしまいました。補償の対象となりますか？**

A 基本的には、活動の最中に発生してしまった事故の対象となります。  
(住居と活動場所との合理的な経路往復中に発生した事故は対象となる場合があります。寄り道等をした場合は対象外となります。)

**Q スポーツ少年団などの単位団体が行う練習や大会を実施した際のけがなどは対象となりますか？**

A 競技を目的とした単位団体が行う参加者については対象となりません。  
しかし、例えば自治会が主催する、地域住民を対象に地域交流を目的としたスポーツ大会などは運営ボランティア（自治会役員等）同様に参加者（運動をする自治会員）も補償の対象となります。

**Q 文化協会などの団体が主催する文化活動（展示会、発表会、コンサート、教室、講座等）は対象となりますか？**

A 活動内容にもよりますが、営利目的の活動でなければ対象になると考えられます。  
ただし、単なる入場者や観客は対象になりません。

**Q 活動中に提供した飲食物での食中毒は対象となりますか？**

A 食中毒も対象になります。ただし、その食中毒が市民活動によるものだと認定されることが必要です。単なる体調不良によるものとみなされる場合は、対象外です。

**Q 市民活動補償が利用できる場合、自分で契約している保険は解約しても大丈夫ですか？**

A この保険は、万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。

**Q チェーンソーを使用した際のけがは対象となりますか？**

A 市民活動中のけがである場合に限り、対象となります。

**Q 申請に必要なとなっている活動のチラシや団体の会則等を作成をしていませんが、補償を受けることはできますか？**

A 保険会社に申請書類一式を送付して、保険会社が対象となるか判断をするため、書類は必要となります。事前に作成をした上で活動することをお勧めします。

# もし事故が発生してしまったら

## 1 電話等で連絡

事故が発生した場合は、速やかに団体の代表者等が市民活動支援課までご連絡ください。  
(物損事故の場合は状況把握のため事故現場の撮影をお願いします。)

## 2 市民活動支援課に書類を提出

以下の書類をそろえて提出してください。

- ①事故報告書
- ②当日の参加者名簿
- ③会則、規約
- ④年間の活動計画表
- ⑤当日の活動チラシ 等
- ⑥事故通知遅延理由書

⇒「事故通知遅延理由書」については、事故発生当日から数えて2週間を過ぎてから事故報告書を提出する際に必要です。(2週間以内に事故報告書を提出する際は必要ありません。)

## 3 市から保険会社に事故の報告

## 4 保険会社から負傷者へ請求書類の送付

## 5 負傷者から保険会社へ請求書類の提出

## 6 負傷者が指定した金融機関の口座へ保険会社から補償金の支払い

※事故報告書および事故通知遅延理由書の様式は、秦野市ホームページからダウンロードが可能です。  
市民活動支援課窓口までお越しいただいても、書類のお渡しができます。

**\*\*\*\*\* 事故を起こさないために\*\*\*\*\***

**①活動計画に無理はありませんか？**

**休憩時間などスケジュールに余裕はありますか？**

**②指導者および参加者の健康状態に問題はありませんか？**

**③活動場所に危険はありませんか？**

**④指導者の人数は十分ですか？**

**事故を未然に防ぐ工夫をして、活動を行いましょう！！**



◇問合せ◇

秦野市 暮らし安心部 市民活動支援課 市民活動支援担当

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

TEL: 0463-82-5118

FAX: 0463-82-6793

E-mail siminkatudou@ciity.hadano.kanagawa.jp

令和5年3月 発行